

薬剤師認定制度認証機構 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）定款第25条第1項及び第3項に基づき、認証機構の役員に対する報酬等の額を定め、明らかにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第19条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、認証機構を主たる勤務場所とし、週3日以上認証機構の業務に従事する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。ただし、定款第25条第2項に定める費用弁済を除く。

(報酬等の種類)

第3条 常勤役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬（月額）
- (2) 退職手当

(報酬月額の決定等)

第4条 常勤役員の報酬は月額とし、国家公務員指定職俸給表の1号を基準として、同3号を上限とする額を適用する。

- 2 常勤役員のうち理事に対する報酬月額は、前項に定める範囲内であって、理事会の決議によりその額を決定する。
- 3 常勤役員のうち監事に対する報酬月額は、前項に定める範囲内であって、監事同士の協議により決定する。

(非常勤役員の取扱い)

第5条 非常勤役員に対しては、如何なる名目でも報酬等は、一切支給しない。ただし、定款第25条第2項に定める費用弁済は、この限りでない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員の報酬は、毎月25日（その日が休日に当たるときはその前日において最も近い休日でない日）に支給する。

(新たに役員となった者の報酬)

第7条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第8条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日まで報酬を支給する。この場合、月額を日割り計算する。

2 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の報酬の月額全額を支給する。

(退職手当)

第9条 常勤の役員が解雇され、又は退職したときは、退職手当を支給する。ただし、役員が解雇された場合、退職手当の全部又は一部を支給しない。

2 退職手当の額及び支給率は、別に定める「退職手当規程」による。

(通勤手当の支給)

第10条 常勤役員には、第3条第1項に掲げる報酬等のほか、通勤に要する経費として通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当の支給額は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定めるところによる。

(準用)

第11条 役員報酬等の支給に関し、この規程に定めのない事項（支給方法、源泉徴収及び社会保険料等）については、職員給与規程を準用する。

(公表)

第12条 認証機構は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益認定を受けた日から施行する。